平成 20 年４月 11 日

各　　位

会　社　名　　株式会社オーエムシーカード
代 表 者 名　　代表取締役社長　江幡　真史
（コード番号　８２５８　東証第１部）
問 合 せ 先　　ＣＳＲ推進部長　平野　浩彦
（ＴＥＬ　０３－６７１４－７７２３）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年４月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更について平成 20 年５月 23 日開催予定の第 82 回定時株主総会にはかることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

⑴第２条（目的）において、株式会社三井住友銀行が当社の筆頭株主となったことを受け、銀行法により制約を受ける事業目的を整理するとともに、平成19年９月30日に金融商品取引法が施行されたことを受け、一部用語の修正を行うものであります。

⑵株式会社三井住友銀行が当社の筆頭株主となったことを受け、同行の事業年度末日が毎年３月31日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うために、決算期の変更を行うものであります。

２．変更の内容

添付資料のとおりであります。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成20年５月23日（予定）
定款変更の効力発生日	平成20年５月23日（予定）

以上

変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第1条　　（条文省略）	第1条　　（現行のとおり）
（目　的） 第2条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～4.　　（省　　略） 5.証券仲介業。 6.～11.　　（省　　略）	（目　的） 第2条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～4.　　（現行のとおり） 5.金融商品仲介業。 6.～11.　　（現行のとおり）
12.ミシン、編織機、家庭用電気機械器具、美術工芸品、装身具、鞄、時計、紳士服、婦人服、子供服、和装製品、スポーツ用衣類、陶磁器、ガラス製品、自動車、自転車、皮革製品、家具製品、寝具類、野球・サッカー等のスポーツ用具、レコード、ピアノ・ギター・楽器類、計量器具、事務用機械器具、教育機器、健康器具、医療用機械器具、住宅設備機械、厨房機器、空調機器、情報処理機器、情報通信機器、光学機械器具、工作機械および工具類、電子機器用部品の製造。	（削　　除）
13.前号に掲げた製品、建設機械、鉱山機械、化学機械および装置、船舶、コンテナ、航空機、鉄道車輌、鉄道用構築物、広告用構築物および放送・通信用構築物の販売、賃貸、輸出入、修理、整備、レンタル業ならびに総合リース業およびその代行業務。	12.ミシン、編織機、家庭用電気機械器具、美術工芸品、装身具、鞄、時計、紳士服、婦人服、子供服、和装製品、スポーツ用衣類、陶磁器、ガラス製品、自動車、自転車、皮革製品、家具製品、寝具類、野球・サッカー等のスポーツ用具、レコード、ピアノ・ギター・楽器類、計量器具、事務用機械器具、教育機器、健康器具、医療用機械器具、住宅設備機械、厨房機器、空調機器、情報処理機器、情報通信機器、光学機械器具、工作機械および工具類、電子機器用部品、建設機械、鉱山機械、化学機械および装置、船舶、コンテナ、航空機、鉄道車輌、鉄道用構築物、広告用構築物および放送・通信用構築物の販売、賃貸、輸出入、修理、整備、レンタル業ならびに総合リース業およびその代行業務。
14.　　（省　　略）	13.　（現行14.のとおり）
15.食料品、米殻、酒類、塩、煙草、日用雑貨、美術品、古物の販売ならびに高圧ガスの取り扱いおよび販売。	（削　　除）

16. 旅行業法に基づく旅行業および国内外航空券、乗車船券の代理販売。	（削　　除）
17. ～18.　（省　　略）	14. ～15.（現行 17. ～18. のとおり）
19. ゴルフ場その他スポーツ施設、宿泊施設、遊技場のクラブ会員権の売買および仲介。	（削　　除）
20. 土木工事業、建築工事業、内装仕上工事業、電気工事業、管工事業およびそれらのコンサルティング業務ならびに電気製品の修理業務。	（削　　除）
21.　（省　　略）	16.　（現行 21. のとおり）
22. 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業、旅客自動車運送業、倉庫業および小荷物の取扱業務。	（削　　除）
23. ～26.　（省　　略）	17. ～20.（現行 23. ～26. のとおり）
第 3 条～第 12 条　（条文省略）	第 3 条～第 12 条　（現行のとおり）
（基準日） 第 13 条　本会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。 ② 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。	（基準日） 第 13 条　本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。 ② 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。
（招集） 第 14 条　定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 ② 株主総会は、東京都内において招集する。	（招集） 第 14 条　定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 ② 株主総会は、東京都内において招集する。
第 15 条～第 33 条　（条文省略）	第 15 条～第 33 条　（現行のとおり）
（事業年度） 第 34 条　本会社の事業年度は、毎年3月 1 日から翌年2月末日までの 1 ヵ年間とする。	（事業年度） 第 34 条　本会社の事業年度は、毎年4月 1 日から翌年3月31日までの 1 ヵ年間とする。
（剰余金の配当） 第 35 条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または	（剰余金の配当） 第 35 条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または

記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年８月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第36条～第37条 （条文省略）	第36条～第37条 （現行のとおり）
（新 設）	附則 ① 第14条（招集）の変更は、平成21年4月1日をもって効力を生じるものとする。 ② 第34条（事業年度）の規定にかかわらず、平成20年度の事業年度は、平成20年3月1日から平成21年3月31日までの13ヶ月間とする。 ③ 第35条（剰余金の配当）第2項の規定にかかわらず、平成20年度の事業年度については、8月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。 ④ 本附則は、平成21年6月の定時株主総会の終結の時をもって失効し、削除されるものとする。
以上	以上

以上